



The Knights

The Knights of Environmental Science  
内藤環境管理株式会社〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2  
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817  
URL : www.knights.co.jp

## 6つの高懸念物質を REACH 規則の 附属書 XIV に収載 欧州委員会

欧州委員会は2月17日、下記の6つの高懸念物質(SVHC)を REACH 規則の候補リストから認可リスト(附属書 XIV)に移すことを決定しました。これは、REACH 規則の認可リストに初めて収載された高懸念物質です。

- ・ ムスクキシレン musk xylene
- ・ 4,4'-ジアミノジフェニルメタン  
4,4'-diaminodiphenylmethane(MDA)
- ・ ヘキサブROMシクロドデカン  
Hexabromocyclododecane(HBCDD)
- ・ フタル酸ジ-2-エチルヘキシル  
Di(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)
- ・ フタル酸ブチルベンジル  
Benzyl butyl phthalate(BBP)
- ・ フタル酸ジブチル Dibutyl phthalate(DBP)

これらの6物質は物質毎に、3~5年の期日(Sunset day)が決められており、その以降は認可がなくてはEU域内で使用及び上市することができなくなります。関係業者がこれらの物質を続けて使用するためには、欧州化学品庁(ECHA)に認可申請を提出しなければなりません。認可申請の期日及び Sunset day については、EUの官報(Official Journal of the European Union)で公表されていますが、それぞれの期日は変更になる可能性があります。

当社は、これらの6物質の分析が可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年2月17日付 EU 官報

商品開発箇所 白亜力

## 高懸念物質(SVHC)の認可申請の準備に 関するガイダンスを公表 欧州委員会

1月28日、欧州委員会は REACH 規則の高懸念物質(SVHC)に対して、認可申請の準備に関するガイダンスを公表しました。

REACH 規則では、附属書 XIV に収載された高懸念物質(SVHC)に対して特定の期日(Sunset day)以後、認可はなしで使用及び上市することができなくなります。関係業者はこれらの物質を続けて使用するためには、欧州化学品庁(ECHA)に認可申請を提出しなければなりません。このガイダンスは認可申請の手順について詳しい解説をしています。

このガイダンスは、REACH 規則の附属書 XIV に収載された高懸念物質を販売または使用している製造業者、輸入業者及び川下のユーザーを対象に作られています。これらの業者は Web サイトから、欧州化学品庁に認可申請を提出することができます。

当社は、REACH に関する高懸念物質(SVHC)の分析が可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年1月28日付 EU 官報

商品開発箇所 白亜力

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [微量の PCB を含む廃棄物の焼却実証試験の実施について 環境省](#)
2. [建材中の有害物質の表示に関する新規則を認可 欧州議会](#)
3. [閉鎖性3海域で水質総量削減規制を強化 環境省](#)
4. [水質汚濁防止法施行規則の一部を改正へ 環境省](#)
5. [水質基準に関する省令等の一部改正について 厚生労働省](#)
6. [廃棄物処理法の施行規則等を改正する省令の公布について](#)
7. [WEEE 指令改正案を本会議で可決 欧州議会](#)



## ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2007年に(公財)日本適合性認定協会(JAB)より認定を取得している試験所認定の国際規格 ISO/IEC 17025 において、この度の拡大申請が承認され、RoHS 指令の全6物質と ELV 指令の全4物質、更には玩具の安全性規格に対して、認定を取得しました。

お問い合わせはこちら